

<<定例記者会見次第>>

令和7年5月30日(金)
午前10時00分～
議会全員協議会室

●発表事項

1. 令和7年小田原市議会6月定例会議案 (資料1)
2. 令和7年度6月補正予算(案) (資料2)
3. その他

(事務担当) 広報広聴室広報係 TEL33-1261

令和 7 年小田原市議会 6 月定例会提出議案件数

【令和 7 年 5 月 30 日現在】（令和 7 年 6 月 6 日提出）

区 分		件 数	内 容
報 告		4 件	経営状況の報告 4 件 ・小田原市土地開発公社経営状況の報告 ・公益財団法人小田原市体育協会経営状況の報告 ・一般財団法人小田原市事業協会経営状況の報告 ・株式会社小田原水道サービスセンター経営状況の報告
	条 例 議 案	1 件	一部改正 1 件 ・常勤の特別職職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例
常任委員会付託	補 正 予 算	4 件	・令和 7 年度一般会計 ・令和 7 年度水道事業会計 ・令和 7 年度病院事業会計 ・令和 7 年度下水道事業会計
	条 例 議 案	7 件	制定 1 件 ・幼保連携型認定こども園条例 ※附則事項 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（一部改正） 一部改正 5 件 ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・職員の育児休業等に関する条例 ・市立学校条例 ※附則事項 学校給食共同調理場設置条例（一部改正） 学校給食費等に関する条例（一部改正） ・布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例 ※附則事項 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正） ・病院事業の設置等に関する条例 ※附則事項 職員の定年等に関する条例（一部改正） 看護師等奨学金貸付条例（一部改正） 市立病院新病院建設基金条例（一部改正）

			廃止 1 件 ・土砂等による土地の埋立て等に関する条例
	事 件 議 案	5 件	・工事請負契約の変更について（小田原競輪場第3・第8スタンド、第4・第9スタンド解体撤去工事） ・財産の取得について（自動ラップ式トイレ式） ・財産の取得について（高規格救急自動車） ・財産の取得について（高度救命処置用資機材等） ・財産の取得について（消防団活動衣ほか）
	合 計	2 1 件	

【令和 7 年 5 月 3 0 日現在】

区 分		件 数	内 容
追加 予定	人 事 案	1 件	意見案 1 件 ・人権擁護委員の推薦
	合 計	1 件	

令和 7 年小田原市議会 6 月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和 7 年 5 月 30 日】（令和 7 年 6 月 6 日提出）

- 報告第 24 号 小田原市土地開発公社経営状況の報告について
- 報告第 25 号 公益財団法人小田原市体育協会経営状況の報告について
- 報告第 26 号 一般財団法人小田原市事業協会経営状況の報告について
- 報告第 27 号 株式会社小田原水道サービスセンター経営状況の報告について
- 議案第 50 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 51 号 令和 7 年度小田原市水道事業会計補正予算
- 議案第 52 号 令和 7 年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第 53 号 令和 7 年度小田原市下水道事業会計補正予算
- 議案第 54 号 小田原市立幼保連携型認定こども園条例
- 議案第 55 号 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 56 号 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 57 号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 58 号 小田原市立学校条例の一部を改正する条例
- 議案第 59 号 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 60 号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 61 号 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例
- 議案第 62 号 工事請負契約の変更について（小田原競輪場第 3・第 8 スタンド、第 4・第 9 スタンド解体撤去工事）
- 議案第 63 号 財産の取得について（自動ラップ式トイレ式）
- 議案第 64 号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 議案第 65 号 財産の取得について（高度救命処置用資機材等）
- 議案第 66 号 財産の取得について（消防団活動衣ほか）

追 加 予 定

- 意見案第 1 号 人権擁護委員の推薦（1 件）

〔参考：任期が満了する方（1 人）〕

なるもと きよこ
成 本 喜代子氏

提出議案 概要（報告）

【令和 7 年 5 月 30 日現在】（令和 7 年 6 月 6 日提出）

- 報告第 24 号 小田原市土地開発公社経営状況の報告について
（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）
令和 6 年度決算及び令和 7 年度事業計画を報告する。
- 報告第 25 号 公益財団法人小田原市体育協会経営状況の報告について
（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）
令和 6 年度決算及び令和 7 年度事業計画を報告する。
- 報告第 26 号 一般財団法人小田原市事業協会経営状況の報告について
（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）
令和 6 年度決算及び令和 7 年度事業計画を報告する。
- 報告第 27 号 株式会社小田原水道サービスセンター経営状況の報告について
（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）
令和 6 年度決算及び令和 7 年度事業計画を報告する。

提出議案 概要（補正予算）

【令和 7 年 5 月 30 日現在】（令和 7 年 6 月 6 日提出）

【以下の 4 件については、財政課の資料を参照してください】

議案第 50 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算

議案第 51 号 令和 7 年度小田原市水道事業会計補正予算

議案第 52 号 令和 7 年度小田原市病院事業会計補正予算

議案第 53 号 令和 7 年度小田原市下水道事業会計補正予算

提出議案 概要（条例議案）

【令和 7 年 5 月 30 日現在】（令和 7 年 6 月 6 日提出）

議案第 54 号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

〔制定理由〕

小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定する。

〔内 容〕

1 名称及び位置（第 3 条関係）

- (1) 名称 小田原市立たちばなこども園
- (2) 位置 小田原市小船 174 番地の 1

2 入園の資格（第 4 条関係）

小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に入園することができる者は、小学校就学の始期に達するまでの子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）のうち満 3 歳以上の者及び満 3 歳未満の保育を必要とする者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子どものための教育・保育給付を受ける資格及び次に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子ども

ア 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（イに該当する者を除き、こども園に入園する年度の初日の前日において満 3 歳以上である者に限る。）

イ 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、イの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

- (2) その他市長が特に入園の必要があると認める者

3 入園の制限（第 5 条関係）

市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができることとする。

- (1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他市長が入園を不相当と認めたとき。

4 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正（附則第 3 項関係）

こども園の設置に伴い、こども園の利用者から保育料を徴収するための所要の規定の整備を行うこととする。（第 6 条及び第 7 条関係）

〔適用〕

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 55 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、妊娠、出産等についての申出をした本市職員に対する仕事と育児との両立に資する就業の条件等に係る意向確認等の制度を設けるため改正する。

[内 容]

1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第16条の3関係）

(1) 任命権者は、自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実を申し出た職員（以下「申出職員」という。）に対する育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講ずるに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

ウ 自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

(2) 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 任命権者は、(1)ウ又は(2)ウにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第56号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児を行う職員の職業生活と

家庭生活との両立を一層容易にするための部分休業制度の拡充が行われることに伴い、本市職員の部分休業に係る取扱いについてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 部分休業の承認内容の変更（第26条関係）

従来の1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認内容を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
30分を単位として承認する。	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として承認する。

2 新たな形態の部分休業の設定（第26条の2関係）

新たに1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）を定めることとし、その承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める時間数を承認することができることとする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

3 部分休業の請求期間等に係る規定の整備（第26条の3及び第26条の4関係）

部分休業は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに請求することとするほか、第2号部分休業を請求することができる上限時間として条例で定める時間を次のように定めることとする。

区 分	時 間
非常勤職員以外の職員	77時間30分
非常勤職員	第2号部分休業を請求した非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

4 部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情（第26条の5関係）

部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情は、当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とすることとする。

5 部分休業の承認の取消事由の変更（第28条関係）

部分休業の承認の取消事由を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
4の特別の事情により、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき。	(1) 部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。 (2) 部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 10 月 1 日

議案第 57 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴い、病院事業管理者の地域手当及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に係る規定について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
病院事業管理者が医師である場合における地域手当の支給割合の特例に係る規定について、本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（第 6 条関係）
- 2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）
パートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合を 100 分の 12 に引き上げることとし、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。（第 29 条関係）
- 3 経過措置（改正条例附則第 5 項関係）
2 にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合は、100 分の 11 とすることとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 58 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立の幼保連携型認定こども園としてたちばなこども園を設置することに伴い、前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため改正する。

[内 容]

- 1 前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止（別表第 3 関係）
前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止することとする。
- 2 小田原市立学校条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第 2 項及び第 3 項関係）
次の条例について、1 に伴う所要の規定の整備を行うこととする。
 - (1) 小田原市学校給食共同調理場設置条例（第 2 条関係）
 - (2) 小田原市学校給食費等に関する条例（題名、旧第 7 条及び旧第 8 条関係）

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 59 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める
条例の一部を改正する条例

[改正理由]

水道法施行令等が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に
関する基準の緩和等が図られたことに伴い、本市が経営する水道事業におけるこれらの
要件について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 布設工事監督者の資格要件の緩和等（第 3 条関係）

布設工事監督者の資格要件のうち、学歴等に応じて必要とする技術上の実務に従事
した経験年数等を次のように変更することとする。

区 分		改 正 後	改 正 前
大学卒業	土木工学科 等の課程	水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する経験年数 3 年以上（うち水道に関する経験年数は 1 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 3 年以上（衛生工学又は水道工学を修めた者にあつては、2 年以上）
	機械工学科、 電気工学科 等の課程	水道等に関する経験年数 4 年以上（うち水道に関する経験年数は 2 年以上）	—
短期大学卒業、高等専門学校卒業 又は専門職 大学前期課程 修了	土木科等の 課程	水道等に関する経験年数 5 年以上（うち水道に関する経験年数は 2 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 5 年以上
	機械科、電気 科等の課程	水道等に関する経験年数 6 年以上（うち水道に関する経験年数は 3 年以上）	—
高等学校卒業又は中等 教育学校卒業	土木科等の 課程	水道等に関する経験年数 7 年以上（うち水道に関する経験年数は 3 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 7 年以上
	機械科、電気 科等の課程	水道等に関する経験年数 8 年以上（うち水道に関する経験年数は 4 年以上）	—
外国の学校で、上記の各課程に相当する課程を上記の各学校で修得する程度と同等以上に修得		上記の各経験年数以上の水道等に関する経験年数（うち水道に関する経験年数は 2 分の 1 以上）	上記の各経験年数以上の水道に関する経験年数
土木工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で 1 年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数 2 年以上（うち水道に関する経験年数は 1 年以上）	水道に関する経験年数 1 年以上
機械工学科、電気工学科等を修了して大学を卒業		水道等に関する経験年数 3 年以上（うち水道に関する	水道に関する経験年数 2 年以上

し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了	経験年数は1年6月以上)	
工事に関する技術上の実務経験のみ	水道等の工事に関する経験年数10年以上(うち水道の工事に関する経験年数は5年以上)	水道の工事に関する経験年数10年以上
技術士法による技術士試験の第2次試験のうち上下水道部門に合格	水道等に関する経験年数1年以上(うち水道に関する経験年数は6月以上)	水道に関する経験年数1年以上
1級土木施工管理技士	水道等に関する経験年数3年以上(うち水道に関する経験年数は1年6月以上)	—

2 水道技術管理者の資格要件の緩和等(第4条関係)

水道技術管理者の資格要件から布設工事監督者たる資格を有する者を削除するとともに、学歴等に応じて必要とする水道に関する技術上の実務に従事した経験年数の要件を次のように追加することとする。

区 分		経験年数
大学卒業	土木工学科等の課程	3年以上
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は専門職大学前期課程修了		5年以上
高等学校卒業又は中等教育学校卒業		7年以上
技術士法による技術士試験の第2次試験のうち上下水道部門に合格		1年以上
1級土木施工管理技士		3年以上

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正(改正条例附則第3項関係)

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備するほか、1及び2に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(附則第2項関係)

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

議案第60号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市新病院建設基本計画による新病院の開院に伴い、小田原市立病院の名称を変更する等のため改正する。

[内容]

1 病院の名称の変更(第2条関係)

病院の名称を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市立総合医療センター	小田原市立病院

2 診療科目の整備（第4条関係）

(1) 診療科目の変更

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
耳鼻咽喉科 頭頸部外科 ^{けい}	耳鼻咽喉科・頭頸部外科 ^{けい}

(2) 診療科目の追加

市立総合医療センターの診療科目に緩和ケア外科及び歯科口腔外科^{くわ}を加えることとする。

3 病床数の変更（第4条関係）

市立総合医療センターの病床数は、一般病床406床（現行は、一般病床417床）とすることとする。

4 小田原市立病院運営審議会の名称の変更（別表関係）

小田原市立病院運営審議会の名称を小田原市病院事業運営審議会に変更することとする。

5 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第2項～第4項関係）

次の条例について、1に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市職員の定年等に関する条例（附則第4項関係）

(2) 小田原市看護師等奨学金貸付条例（第1条、第2条、第9条及び第10条関係）

(3) 小田原市立病院新病院建設基金条例（題名及び第1条関係）

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 診療科目の変更

公布の日

2 上記以外

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

議案第61号

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

[廃止理由]

本市の全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例により規制される土砂等による土地の埋立て等が神奈川県による規制の対象とされたことに伴い、同条例による当該規制を廃止するため廃止する。

[廃止年月日]

公布の日

提出議案 概要（事件議案）

【令和 7 年 5 月 30 日現在】（令和 7 年 6 月 6 日提出）

議案第 62 号 工事請負契約の変更について（小田原競輪場第 3・第 8 スタンド、第 4・第 9 スタンド解体撤去工事）

令和 6 年 6 月 21 日に議決を経て締結した工事請負契約（小田原競輪場第 3・第 8 スタンド、第 4・第 9 スタンド解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

契約金額を「247,707,240 円」から「308,821,700 円」に変更する。

議案第 63 号 財産の取得について

令和 7 年 5 月 9 日に指名競争入札に付した自動ラップ式トイレ式の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 50,976,200 円
- 2 契約の相手方 神奈川県小田原市久野 1609 番地の 11
株式会社ヒラボウ小田原営業所
営業所長 片倉 拓海
- 3 納入期限 令和 7 年 10 月 31 日

議案第 64 号 財産の取得について

令和 7 年 5 月 16 日に指名競争入札に付した高規格救急自動車（2 台）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 59,048,000 円
- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市磯子区坂下町 1 番 1 号
日産神奈川販売株式会社法人営業部
部長 大山 隆
- 3 納入期限 令和 8 年 1 月 30 日及び同年 2 月 27 日
（1 台ずつ 2 回に分けて納入）

議案第 65 号 財産の取得について

令和 7 年 5 月 14 日に指名競争入札に付した高度救命処置用資機材等（2 式）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定

により、議会の議決を求める。

- 1 契 約 金 額 42,900,000円
- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市中区かもめ町6番地
 日本船舶薬品株式会社横浜支店
 支店長 鳥 居 大 輔
- 3 納 入 期 限 令和8年1月30日及び同年2月27日
 (1式ずつ2回に分けて納入)

議案第66号 財産の取得について

令和7年5月20日に指名競争入札に付した消防団活動衣ほかの取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小田原市条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契 約 金 額 18,140,496円
- 2 契約の相手方 神奈川県小田原市栄町一丁目16番7号
 有限会社大友屋せきた
 代表取締役 関 田 寛 一
- 3 納 入 期 限 前期納入期限 令和7年10月3日
 後期納入期限 令和7年12月19日

令和 7 年 6 月 定 例 会 日 程（案）

第 1 日目	6 月 6 日	金	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明 一般質問通告締切 午後 5 時
第 2 日目	6 月 7 日	(土)	(休 会)
第 3 日目	6 月 8 日	(日)	(休 会)
第 4 日目	6 月 9 日	月	(休 会) 議案関連質疑通告締切 正午
第 5 日目	6 月 10 日	火	(休 会)
第 6 日目	6 月 11 日	水	質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 7 日目	6 月 12 日	木	総務常任委員会
第 8 日目	6 月 13 日	金	厚生文教常任委員会
第 9 日目	6 月 14 日	(土)	(休 会)
第 10 日目	6 月 15 日	(日)	(休 会)
第 11 日目	6 月 16 日	月	建設経済常任委員会
第 12 日目	6 月 17 日	火	(休 会)
第 13 日目	6 月 18 日	水	(休 会)
第 14 日目	6 月 19 日	木	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 15 日目	6 月 20 日	金	各常任委員長審査報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 一般質問
第 16 日目	6 月 21 日	(土)	(休 会)
第 17 日目	6 月 22 日	(日)	(休 会)
第 18 日目	6 月 23 日	月	一般質問
第 19 日目	6 月 24 日	火	一般質問
第 20 日目	6 月 25 日	水	一般質問
第 21 日目	6 月 26 日	木	一般質問

*告示 5 月 30 日（金） *議会運営委員会 令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 10 時

令和 7 年度 6 月補正予算（案）について

1 一般会計

（1）補 正 額	1, 8 3 1, 1 1 8 千円
（2）補正後の予算額	8 0, 6 3 1, 1 1 8 千円

◎は「主な事業」と
して別紙資料に再掲

〔主な内容〕

- ウクライナ避難民支援事業費の計上（寄附金充当）（補正予算書 2 2 頁）
- 人事管理事業費の増額（補正予算書 2 2 頁）
- 歴史的建造物耐震等整備事業費の減額（継続費の変更）（補正予算書 2 2 頁）
- ふるさと文化基金・防災対策基金・褒賞基金・社会福祉基金・ふるさとみどり基金・奨学基金の積立て（補正予算書 2 2・2 4・2 8 頁）
- 災害対策用資機材整備事業費の増額（寄附金充当）（補正予算書 2 2 頁）
- コミュニティ助成事業補助金の計上（補正予算書 2 2 頁）
- 物価高騰対応支援給付金給付事業費の計上（補正予算書 2 2 頁）
- 民間保育所建設費補助事業費の計上（継続費の追加）（補正予算書 2 4 頁）
- 就学前教育・保育施設再編整備事業費の増額（債務負担行為の追加）（補正予算書 2 4 頁）
- 予防接種事業費の増額（補正予算書 2 4 頁）
- いこいの森管理運営事業費の増額（補正予算書 2 4 頁）
- ◎市営漁港等管理整備事業費の増額（補正予算書 2 4 頁）
- ◎低利用魚ブランド化・消費拡大事業費の計上（補正予算書 2 6 頁）
- 小田原箱根商工会議所移転支援金の計上（補正予算書 2 6 頁）
- ◎健やかな食のまち小田原推進事業費の増額（補正予算書 2 6 頁）
- ◎アニメコンテンツタイアップ事業費の計上（補正予算書 2 6 頁）
- 湘南西エリア連携推進事業費の計上（補正予算書 2 6 頁）
- 河川・水路維持事業費の増額（寄附金充当含む）（補正予算書 2 6 頁）
- ◎復興事前準備推進事業費の計上（補正予算書 2 6 頁）
- 市街地再開発事業費の増額（補正予算書 2 6 頁）
- 街区公園等整備維持管理事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- 上府中公園管理運営事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- フラワーガーデン管理運営事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園管理運営事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- ◎ICT活用教育推進事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- ◎小学校施設維持・管理事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- 学校図書購入費の計上（寄附金充当）（補正予算書 2 8 頁）
- ◎放課後児童クラブ移設事業費の計上（補正予算書 2 8 頁）

- 給食受入室エレベーター更新事業費の計上（継続費の追加）（補正予算書 30 頁）
- 地区公民館建設費補助金の計上（補正予算書 30 頁）
- ◎小田原スポーツ会館改修費補助事業費の計上（継続費の追加）（補正予算書 30 頁）

◆繰越明許費の追加

中学校給食調理施設・設備整備事業（補正予算書 6 頁）

2 水道事業会計

- (1) 補 正 額 1, 0 0 0 千円
- (2) 補正後の予算額 8, 8 7 9, 9 3 0 千円

[主な内容]

- 建設改良費の増額（寄附金充当）（補正予算書 4 4 頁）

3 病院事業会計

- (1) 補 正 額 1, 1 0 0 千円
- (2) 補正後の予算額 3 7, 2 0 4, 3 1 4 千円

[主な内容]

- 企業債の減額（補正予算書 5 4 頁）
- ◎補助金の増額（補正予算書 5 4 頁）
- 市立病院新病院建設基金寄附金の増額（補正予算書 5 4 頁）
- 市立病院新病院建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書 5 4 頁）

◆重要な資産の取得の追加

遠隔 I C U システム（新病院増床分）（補正予算書 1 2 頁）

人工心肺装置（補正予算書 1 2 頁）

◆重要な資産の取得の削除

コンピュータ X 線断層撮影装置（補正予算書 1 2 頁）

4 下水道事業会計

- (1) 補 正 額 1, 0 0 0 千円
- (2) 補正後の予算額 1 2, 0 2 4, 9 2 4 千円

[主な内容]

- 建設改良費の増額（寄附金充当）（補正予算書 6 4 頁）

5 全会計合計

- (1) 補 正 額 1, 8 3 4, 2 1 8 千円
- (2) 補正後の予算額 2 1 9, 0 1 4, 2 8 6 千円

6月補正予算（案）計上の主な事業

まちづくりの目標「未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」

（事業費：37,970千円）

事業内容

児童数の増加に伴い、令和8年度（2026年度）に普通教室の不足が見込まれる三の丸小学校において、令和7年度中に放課後児童クラブ室の一部を移設するとともに、当該クラブ室の普通教室への改装等を行う。

- ◎ICT活用教育推進事業費の増額 <1,650千円>
 - ◎小学校施設維持・管理事業費の増額 <28,156千円>
 - ◎放課後児童クラブ移設事業費の計上 <8,164千円>
- 【事業の詳細は5頁を参照】

（補正予算書28頁）

まちづくりの目標「地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原」

（事業費：222,658千円）

事業内容

江之浦漁港の防災機能の強化を推進するため、臨港道路の改良に向けた護岸の嵩上げ等の設計を行うほか、刺網漁業の新規就業者確保のため、低利用魚のブランディング・価値向上を図る取組等を実施する。

また、小田原ならではの食や食文化の魅力を市民に再認識してもらう取組や飲食ビジネスのスタートアップの支援等を行うほか、小田原が舞台のひとつとなっているTVアニメ『MFゴースト』とのタイアップ事業を引き続き実施することにより、地域経済の活性化を図る。

さらに、一般財団法人小田原市事業協会が実施する小田原スポーツ会館の屋根・壁面等の改修工事に対して、費用の一部を補助し、公共スポーツ施設の環境改善を図る。

- ◎市営漁港等管理整備事業費の増額
【事業の詳細は6頁を参照】
- ◎低利用魚ブランド化・消費拡大事業費の計上 <1,500千円>
【事業の詳細は7頁を参照】
- ◎健やかな食のまち小田原推進事業費の増額 <19,000千円>
【事業の詳細は8頁を参照】
- ◎アニメコンテンツタイアップ事業費の計上 <7,990千円>
【事業の詳細は9頁を参照】

	◎小田原スポーツ会館改修費補助事業費の計上（継続費の追加） 【事業の詳細は 10 頁を参照】 ＜172,168 千円＞ （補正予算書 24・26・30 頁）
--	---

まちづくりの目標「安心して暮らすことができる小田原」

事業内容	「事前復興まちづくり計画」の策定に向けた取組を進めるため、応急復旧後の面的な市街地復興における復興体制や復興手順を検討する。 ◎復興事前準備推進事業費の計上 【事業の詳細は 11 頁を参照】 （補正予算書 26 頁）
------	--

まちづくりの目標「いのちを大切にする小田原」

（事業費：946,306 千円）

事業内容	令和 7 年度（2025 年度）に市立病院に整備予定の医療機器について、国・県補助金を活用する。 ◎補助金の増額　＜949,306 千円＞ 【事業の詳細は 12 頁を参照】 （補正予算書 54 頁）
------	---

三の丸小学校放課後児童クラブ移設及び普通教室増設事業 (ICT活用教育推進事業、小学校施設維持・管理事業、放課後児童クラブ移設事業)

1 事業概要

三の丸小学校については、児童数の増加に伴い令和8年度(2026年度)に普通教室が2教室不足することが見込まれるが、校内の他室等の転用による普通教室の確保が困難なため、令和7年度中に放課後児童クラブ室の一部を移設し、クラブ室を普通教室(2教室)に改装するとともに、学習用端末を使用するための校内無線アクセスポイント等を増設する。

2 放課後児童クラブの移設先

- (1) 所在等 小田原市本町3丁目6番20号(鉄筋コンクリート造3階建)
- (2) 占有面積 約411㎡(1階一部、2階及び3階)



3 予算額

37,970千円

内訳 放課後児童クラブ移設費(建物等賃借料、備品購入費等)
普通教室増設委託料
校内無線アクセスポイント増設等委託料

4 財 源

子ども子育て支援交付金(国・県各1/3) ※放課後児童クラブ移設費のみ

5 スケジュール

令和7年11月	移設先での建物等賃貸借開始 移設先での運営準備・利用者等見学会開催
12月	移設先での運営開始 普通教室増設着工
令和8年3月	普通教室増設完了 校内無線アクセスポイント増設等着工・完了

問い合わせ先
教育部教育総務課地域教育推進係
電話 33-1735

市営漁港等管理整備事業

1 目 的

令和4年度（2022年度）に策定した「江之浦漁港機能強化基本計画」に基づき、防災機能を優先した漁港機能の強化を進めるため、漁具や漁獲物の運搬だけでなく、一般車両や緊急車両の円滑な通行に寄与する臨港道路の改良に向けた護岸（4）の設計を行う。

2 事業概要

天端高が不足し、台風等の高波浪時に漁具の流出等の被害が生じている護岸（4）の嵩上げ及び臨港道路の拡幅により不足する漁具干場の面積確保のための護岸の前出しに係る設計業務を行う。

3 財 源

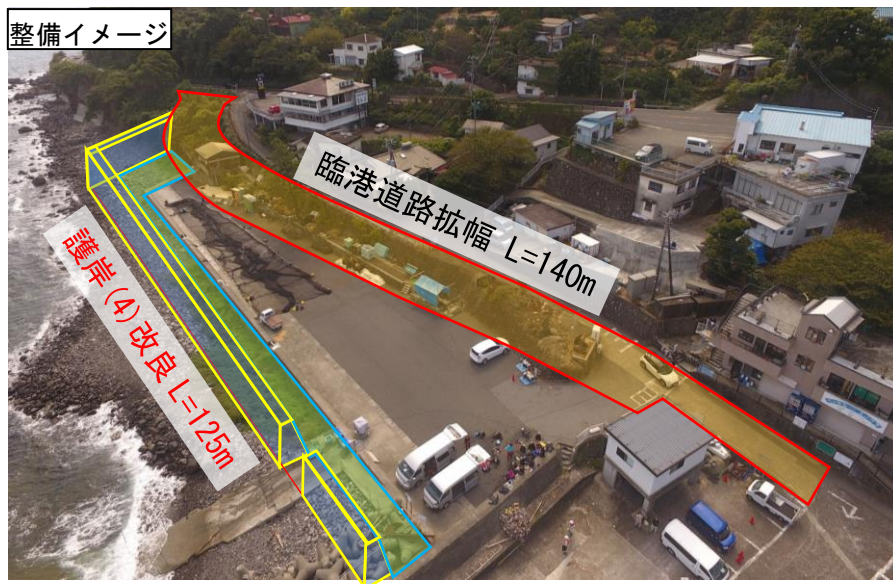
水産業施設整備事業費等補助金（県1/2）

4 スケジュール

令和6年度 臨港道路基本設計（令和6年度繰越業務）

令和7年度 護岸（4）設計（汀線測量、地質調査含む）

令和8年度～ 護岸（4）整備工事、臨港道路実施設計等



問い合わせ先

経済部水産海浜課海岸漁港係

電話 22-9227

低利用魚ブランド化・消費拡大事業

1 目 的

後継者不足が懸念される刺網漁業において、新規就業者確保のため、収益性の向上が必要であることから、刺網漁にて漁獲される低利用魚等のブランディング・価値向上を図る取組を展開する。

また、様々な水産物を満遍なく食するような、魚食行動の変化を市内外で喚起するとともに、水産業に興味を持つ契機とする。

2 事業概要

- (1) 目標とする魚価から逆算したブランディングや売り方を設定するなど、価値向上の取組を行い、「小田原の地魚愛用店」等でのフェアや新たな魚食体験を実施する。
- (2) 小田原の魚の素晴らしさを伝える人材を養成するため、一般消費者が参加する「小田原さかなセミナー（仮称）」を実施し、「小田原の魚アンバサダー」として認定する。

3 予算額

1,500 千円

4 財 源

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金（10/10）

5 スケジュール

令和7年9月～令和8年1月	セミナー実施（1回／月）
令和7年11月～12月	フェア・魚食体験実施

問い合わせ先 経済部水産海浜課水産振興係 電話 22-9227

健やかな食のまち小田原推進事業

1 目 的

市民や食にまつわる事業者の参画と協働により、「市民の食生活の充実」と「食によるまちの活性化」に取り組み、地産地消や食育の推進のほか、一次産業をはじめとした食にまつわる地域内事業者の育成や観光客の増加などに繋げて、地域経済の振興を図る。

2 事業概要

令和6年度（2024年度）に設立した市内の学識経験者や経済関係団体等を構成員とした「健やかな食のまち小田原推進協議会」を中心に、当該協議会で策定した推進プログラムに基づき、様々な事業を実施する。

（1）市民の食生活に関する取組

子ども食堂等への食材提供のほか、「ローカルフードマルシェ」をはじめとした食のイベントや体験イベントを開催し、市民に小田原ならではの食や食文化の魅力を再認識してもらう取組を実施する。

（2）経済循環に関する取組

生産者と飲食店等との交流機会を創出し、ネットワークの構築に繋げるとともに、地場産食材の高付加価値化を図るほか、小田原での飲食ビジネスのスタートアップを支援するインキュベーションに係る取組を実施する。

（3）周知活動に関する取組

市内外に小田原ならではの食や食文化をリーフレットやSNS等を活用して発信する。

3 予算額

19,000 千円

4 財 源

新しい地方経済・生活環境創生交付金（国1/2）

問い合わせ先

経済部観光課観光振興係

電話 33-1524

アニメコンテンツタイアップ事業

1 目 的

小田原が舞台のひとつとなっている『MF ゴースト』とのタイアップ事業は、令和5年度（2023年度）のTVアニメ第1期放送にあわせて始まり、令和6年度（2024年度）の第2期放送ではデジタルスタンプラリー等を実施した。

令和7年度（2025年度）も第3期放送が予定されていることから、引き続きタイアップ事業を実施して、本市への誘客及びまち歩き観光に繋げるとともに、市内事業者と連携して地域経済の活性化を図る。

2 事業概要

（1）デジタルスタンプラリー

主人公などのキャラクターや車と記念撮影ができるAR機能を活用し、観光スポットや商業店舗等を巡るデジタルスタンプラリーを実施する。

（2）アニメコンテンツ商品開発支援

市内事業者による『MF ゴースト』とのコラボ商品の開発（著作権料の一部）を支援する。

3 予算額

7,990 千円

4 財 源

新しい地方経済・生活環境創生交付金（国1/2）

問い合わせ先

経済部観光課観光振興係

電話 33-1524

小田原スポーツ会館改修費補助事業

1 事業概要

小田原スポーツ会館は、スポーツ振興を目的に、一般財団法人小田原市事業協会により、昭和 54 年（1979 年）に建設された。建設から 46 年が経過し、老朽化が進む施設の屋根、壁面などの改修工事を行うにあたり、国の補助金を財源に修繕費用の一部を補助する。

2 予算額

172,168 千円（令和 7～8 年度継続事業 継続費設定額 197,000 千円）

内訳 令和 7 年度 実施設計、屋根改修工事・外壁改修工事、工事監理

令和 8 年度 屋根等改修工事・外壁改修工事、工事監理

3 財 源

都市構造再編集中支援事業費補助金（国 1／2）

4 スケジュール

令和 7 年 7 月 補助金申請受付、決定通知

8 月～12 月 事業協会による実施設計

令和 8 年 1 月 事業協会による工事入札、契約、着工

令和 9 年 3 月 工事完了

問い合わせ先

文化部スポーツ課スポーツ振興係

電話 38-1165

復興事前準備推進事業

1 目 的

被災後の迅速な復旧・復興を図ることを目的とした、「事前復興まちづくり計画」の策定に向けた取組を進めるため、国の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」に基づき、応急復旧後の面的な市街地復興における復興体制や復興手順を検討する。

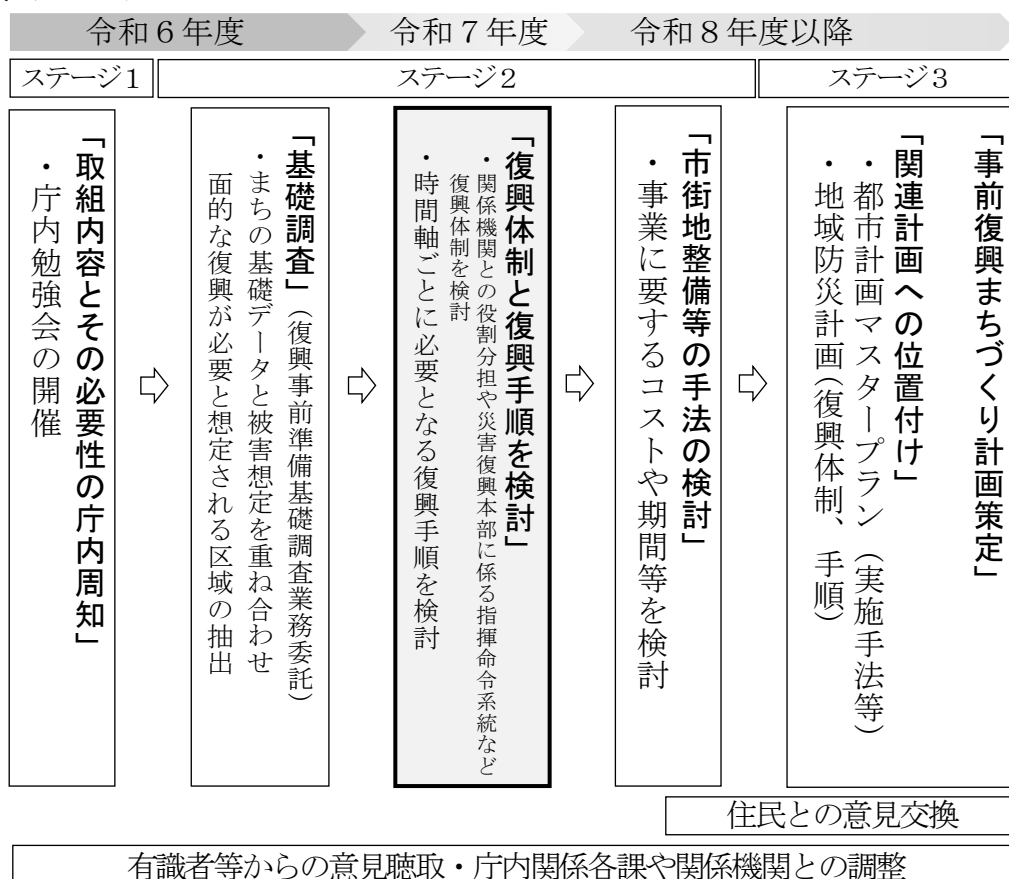
2 事業概要

- (1) 地域防災計画と整合を図りながら、面的な市街地復興時の庁内体制や関係機関との役割分担、災害復興本部に係る指揮命令系統などの復興体制について検討。
- (2) 応急復旧後の市街地復興段階において、どのような対応を、どのような手順で進めるのか、復興手順について検討。

3 財 源

社会資本整備総合交付金 都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）（国 1 / 3）

4 スケジュール



問い合わせ先
都市部都市計画課都市計画係
電話 33-1572

市立病院の医療機器整備事業費に係る補助金の活用

1 新しい地方経済・生活環境創生交付金（国 1 / 2）

（１）概 要

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組に対し交付される。（旧デジタル田園都市国家構想交付金）

（２）交付額

99,306 千円（総事業費 198,612 千円）

（３）補助対象内容

① 通院支援システム（患者アプリ）

- ・診察状況の通知により、待ち時間の有効活用や混雑緩和を図る。
- ・アプリへのクレジットカード登録により、決済処理のデジタル化やオンライン診療の導入を図る。

② 搬送ロボット

- ・薬剤や検体を搬送するロボットを導入し、院内での業務の効率化を図る。

2 神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（県 1 / 2）

（１）概 要

県西地域の地域医療構想の実現に資するよう、地域における連携・協力体制の構築に向けた取組として、主に、新病院において、救急医療の強化・拡充を図るとともに、地域がん診療連携拠点病院として県西地域内におけるがん放射線治療の集約化を行うことを目的に整備する医療機器の購入に対し交付される。

（２）交付額

850,000 千円（総事業費 2,024,000 千円） ※補助上限 850,000 千円

（３）補助対象内容

	導入機器名称	導入目的
1	血管造影撮影装置（ハイブリッド手術室）	救急医療の強化・拡充
2	血管造影撮影装置（ハイブリッドER）	
3	血管造影撮影装置	
4	X線一般撮影装置	
5	放射線治療装置（高精度機能化）	がん医療の集約化
6	核医学検査装置	
7	陽電子放射線断層撮影装置	

問い合わせ先

病院管理局経営管理課経営管理係

電話 34-3175